

第2回熊本市自治推進委員会 法令関係資料

●自治基本条例の見直し検討

1 めざす社会の具体化

(1) 熊本市自治基本条例 第1条 (逐条解説)

○第1条は、本条例に規定する内容を明らかにし、最終目的を定めたものです。

○この条例で規定する項目は、次のとおりです。

- ・自治の基本理念
- ・市民・市議会・行政の役割と自治を推進するための基本的な事項

○最終目的は、本市の清らかな地下水に代表される恵まれた自然環境や歴史遺産や様々な息づく文化、九州の中央といった地理的条件など様々な熊本市の特性を生かした「個性豊かで活力に満ちた社会の実現を図る」ということです。

(2) 日本国憲法 第92条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

2 自治の担い手の変化への対応

(1) 熊本市自治基本条例 第2条 (逐条解説)

○第2条は、本条例で使用する重要な用語の意義を定めたものです。(略)

○第2号の「市民」は、第1号の「住民」のほか、市内の事業所に通勤する人や市内の学校に通学する人、さらに、市内の事業者・地域団体・市民活動団体等としています。

これは、地域社会が抱える様々な課題の解決やまちづくりを進めていくためには、本市に関係する幅広い人々の参画と協働が必要であるという考えからです。

○なお、人種や国籍、性別、年齢、障がいの有無などは、第1号の「住民」、第2号の「市民」のいずれにおいても、用語の意義に影響を及ぼすものではありません。(略)

○第9号の「コミュニティ活動」は、地域を基盤として、あるいは共通の関心によってつながった町内自治会等の地域団体や特定非営利活動法人、ボランティア団体等による身近な課題を解決するために行う活動をいいます。

(2) 熊本市自治基本条例 第6条 (逐条解説)

○第6条は、第5条の「市民の権利」に伴う責務を定めたものです。

○市民には、憲法や法令で定められている義務がありますが、自治の基本理念(第3条)を実現するための責務を定めました。

○第1号では、市政やまちづくりへの積極的な参画に努めることや、自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、熊本市を魅力的でより快適にしていく活動に自ら取り組むよう努めることを定めています。

なお、市民の積極的な参画は必要ですが、あくまでも自主的、自発的に行われるものであり、決し

て義務として強制するものではありません。

○第2号では、市民の権利は尊重されるべきですが、権利を主張するだけでは、自治は成り立ちません。意見を述べたり行動する際は、責任を持って行うべきことを決めました。

○第2項では、市内で活動する事業者、地域団体、市民活動団体等は、社会を構成する一員として、法令遵守の徹底や環境の保全などの社会的責任に十分配慮するとともに、地域社会との調和に努めて、まちづくりに取り組むことを決めました。

(3) 熊本市校区自治協議会に関する要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民と行政の協働による地域づくりと住民自治を推進するため、校区の地域団体等で構成され、団体相互の連携及び調整を図り、地域課題の解決や円滑な校区運営を目的とする校区自治協議会（以下「協議会」という。）の設立に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設立）

第2条 協議会の設立は、1小学校区に1団体の設立とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 複数の小学校区を区域として設立しようとする場合
- (2) 既に協議会が設立されている小学校区が他の小学校区に統合される場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他市長が認める場合

（設立要件）

第3条 この要綱において、協議会とは、次の各号に掲げる要件を備えた団体をいう。

- (1) 当該小学校区内の町内自治会の8割以上が加入していること。
- (2) 以下に掲げる小学校区内の地域団体15団体のうち、現に組織されている団体の3分の2以上が加入していること。ただし、まちづくり委員会及び地域コミュニティセンター運営委員会が組織されている場合は、これらが加入していること。
ア まちづくり委員会 イ 地域コミュニティセンター運営委員会 ウ 社会福祉協議会
エ 青少年健全育成協議会 オ 防犯協会 カ 民生児童委員協議会 キ 老人クラブ
ク 公民館 ケ 子ども会 コ PTA サ 女性の会（地域婦人会） シ 公園愛護会
ス 交通安全協会 セ 体育協会 ソ 消防団分団
- (3) 団体の運営を公正かつ円滑に行うために規約を定めていること。
- (4) 政治、宗教、営利を目的とした活動を行っていないこと。

3 地域コミュニティの持続性確保に向けた行政の支援

(1) 熊本市自治基本条例 第15条（逐条解説）

○第15条は、市長等（行政）の組織体制について定めたものです。

○地方分権改革の進展、少子高齢化社会の到来など、変革の時代にあつて、行政は、このような社会経済情勢等の変化や多様化する市民の要望に、柔軟に対応できる効率的で機能的な組織体制を整

備することを定めています。

- 効率的かつ機能的な組織体制を整備するとは、どのような組織が市民にとって有益で、機能的に素早い対応が図られるかを常々考え編成することをいいます。

(2) 熊本市自治基本条例 第16条（逐条解説）

- 第16条は、総合的な行政サービスの提供について定めたものです。
- 多様化する市民の要望や課題に対しては、縦割といわれる行政の弊害をなくし、組織横断的な調整や対応を図り、的確に対応することを定めています。また、本市では、総合的な行政サービスを提供するにあたって、行政手続のオンライン化などのDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進によって、市民の利便性の向上を図っているところです。

(3) 熊本市自治基本条例 第35条（逐条解説）

- 第35条は、区におけるまちづくりの推進について定めたものです。
- 政令指定都市への移行後における、区制を生かした本市の自治推進のあり方の観点から規定しました。区を住民自治の実践の場として、区役所の拠点性を生かした住民による主体的なまちづくりの取組の推進を定めています。
- 区におけるまちづくりは、区域内で取り込まれる活動であり、魅力的で快適に暮らせる地域を形成するために、住民が主体的に行うコミュニティ活動や住民と区長その他のまちづくりに携わる職員が協力して行う活動など、身近な地域の特性や課題を踏まえた自主的、自立的な活動です。
- 区役所は、まちづくりに関する情報・知識の集積やネットワークを構築する等の機能を有しており、このような機能を、住民も積極的に生かしながら、区におけるまちづくりを推進していくこととしています。
- 第2項では、区におけるまちづくりは、住民自治の実践の場として、第6条の市民の責務の範囲において、区の住民が主体的に取り組むことに努めながら、区長その他のまちづくりに携わる職員との協働により行うことを定めています。
- 「その他のまちづくりに携わる市の職員」とは、区役所のまちづくりを担当する職員のみを指すのではなく、本庁の職員を含む区のまちづくりに携わる全ての職員を指しています。区におけるまちづくりは、区の住民の取組を前提とするものではありませんが、行政内部においても、その全てを区役所の権限で行うことができるものではありません。区役所以外の職員も積極的に区役所の職員と連携し、地域を魅力的でより快適にする住民の取組を支援することが必要です。
- 第3項では、区の住民及び区長その他のまちづくりに携わる職員が区におけるまちづくりに取り組むにあたり、考慮することを定めています。
- 第1号は、地域を見て歩くことや、地域の人との対話などから、町内や校区単位での区域内の地域情報を収集するとともに、それらの情報を広く発信していくことを定めています。
- 第2号は、第1号で得た地域情報から課題を的確に把握することを定めています。例えば、防犯、防災、健康課題など、地域の身近な課題について把握することとなります。
- 第3号は、課題の解決に向けて、住民、地域団体、NPO、事業者、行政など関係する多様な主体が、まちづくり懇話会や団体の会合などにおいて、多くの意見を出し合いながら、合意形成に努めている

くことを定めています。

○第4号は、地域団体や市民活動団体、事業者等、多様な主体と連携することについて定めています。

(4) 熊本市自治基本条例 第36条（逐条解説）

○第36条は、区におけるまちづくりの推進のための組織体制の整備等について定めたものです。

○区におけるまちづくりの推進に向け、区役所等の組織や機能、本庁との連携体制のあり方などについて不断に見直すことや、各区のまちづくり推進事業の実施にあたり一定の予算の確保が必要となることから、市長等が必要な組織体制及び人員体制の整備や予算の確保に努めていくことを定めたものです。

(5) 熊本市自治基本条例 第32条第3項（逐条解説）

○第32条は、地域コミュニティ活動の推進とその支援などについて定めたものです。

○本市においては、町内自治会や校区自治協議会をはじめとして様々な地域団体が設立され、地域住民自らが考え、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら協力し合って地域の課題を見だし、解決するなど、地域ごとに特色のある住み良いまちづくりが進められています。

○しかしながら、近年の核家族化の進展に伴い、地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティ活動に参加し活動する人が少なくなっているという現状があります。（略）

○第3項では、行政は、自主的で自立的な地域コミュニティ活動を支援していくことを定めています。

4 次世代（子ども・若者）への自治の継承

(1) 熊本市自治基本条例 第28条（逐条解説）

○第28条は、青少年・子どもの参画について定めたものです。

○まちづくりの原点は人づくりです。第6条には、すべての市民が市政・まちづくりへ積極的に参画することを責務として規定していますが、特に、少子高齢化が進行する中、次代を担う青少年や子どもが、早い段階から市政・まちづくりに参画していくことが重要なことから、特にこの規定を設けました。また、青少年や子どもが市政・まちづくりに参画する環境を整えることは、こども基本法や児童の権利に関する条約の理念を実現することにもつながります。

なお、この条例における青少年・子どもの範囲は、選挙権や地方自治法上の直接請求権等の権利を有しない18歳未満の市民としています。

(2) こども基本法説明資料 抜粋（内閣官房こども家庭庁設立準備室作成）

○児童の権利に関する条約第12条では、個々のこどもに直接影響を及ぼす司法上・行政上の決定・措置に関する手続において当該こどもに対して意見を聴取する機会が与えられることが定められています。この趣旨を踏まえ、本法第3条第3号が規定されています。

○一方、本法第11条は、「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」からなる「こども施策」、つまり、こどもの成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、

医療施策など幅広い施策に対し、施策の対象となる子どもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを求めています。

○子どもの意見を反映させるために必要な措置については、当該施策の目的等によって様々であると考えられますが、例えば、以下のような手法が想定されます。

- ・子どもや若者を対象としたパブリックコメントの実施。
- ・審議会・懇談会等の委員等への子どもや若者の参画の促進。
- ・子どもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取など子どもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり。

● 市民参画と協働の推進条例の見直し検討

5 人口減少・少子高齢社会への対応

(1) 熊本市市民参画と協働の推進条例 第21条第1項（逐条解説）

○第21条は、課題解決のための合意形成について定めています。

○市民参画と協働を拡充推進していくためには、行政を含む多様な主体が様々な課題の解決に向けて合意形成を図ることができる仕組みが必要です。

○第1項では、小学校区等の身近な地域を対象とした課題解決に必要な情報を整理・共有（例：校区カルテ）して、地域に関わる市民が合意を形成するための話し合いを行うとともに、区全体で取り組むべき課題の解決や、更には環境問題や福祉、子育てなど様々な分野ごとの課題解決においても、市民と行政が合意形成に取り組むこととしています。